

北海商科大学における公的研究費不正防止計画

北海商科大学において公的研究費の不正使用を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

1. 責任体制の明確化

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
責任及び権限について	責任者の責任及び権限が不明確であると責任者自身も無自覚になる	<p>責任体制を明確化した規程を制定し、周知を徹底する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 「北海商科大学における公的研究費の管理・運営等に関する規程」を制定(H27. 4. 1) し、平成 26 年 2 月の文科省によるガイドライン改訂に対応した公的研究費の管理・運営・監査体制の整備を行った。</p>
	責任者が交代する場合の対応が不徹底のため、次第に責任者の意識が低下する	<p>責任者が交代する場合、後任者への引継ぎを徹底する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 責任者の交代時期に前任者及び事務職員による引継ぎを徹底する。</p>

2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の設備

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
法令等、管理・運用ルール、本学関連規程の明確化・統一化	法令等、管理・運用ルール及び本学関連規程の認識不足	<p>公的研究費の使用について法令等、管理・運用ルール、本学関連規程を明確にしたマニュアルを作成し、適正な管理・運用を行う。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及び研究費の使用手続を網羅したマニュアルとして「公的研究費ハンドブック」を作成しこのマニュアルに沿った運用を行っている。同マニュアルは毎年、改訂を実施し最新の情報を記載している。2020 年度 4 月に改訂版を作成し、全教員に配布した。</p>
コンプライアンス(法令等遵守)教育	コンプライアンス(法令等遵守)意識の低さから不正行為が生じる	<p>不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、管理・運用ルール・各種手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請資格の制限、研究費の返還措置、本学における不正対策全般についての説明会を適時実施する。2016 年度から研究倫理教育において日本学術振興会の e-ラーニング教材を導入し教員全員の受講を義務付けた。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 コンプライアンス教育は、2021 年度中に教員全員に対して実施した。教材は、外部講師を招き講演、講演内容の理解度テストを実施。又、研究倫理教育で受講を義務付けた日本学術振興会の e-ラーニング教材を教員全員に受講させることにより、公的研究費の取扱いについての理解を深めた。2022 年度も継続して実施していく。</p>

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
不正発生要因の把握	不正防止計画の策定・実施の担当部署の不正行為に対する理解の不足	<p>不正防止計画推進室にて、不正発生要因の把握を行い、不正防止計画に反映させ実施する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 不正防止計画は、継続的に検討し必要に応じて見直しを行う。</p>
	事務職員と研究者のコミュニケーション（意思疎通）の不足	<p>事務職員と研究者とのコミュニケーション（意思疎通）を密にして、法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及びマニュアル記載内容の周知徹底を行うと同時に、研究者からの要望を聞き相互理解に努める。</p>

4. 研究費の適切な運営・管理活動

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
予算執行状況の管理・把握	研究計画と実際の研究費の執行の乖離	<p>研究者及び事務職員が相互に執行状況について定期的に情報を共有し研究計画に即した執行をすすめる。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 研究者及び事務職員が相互に把握する収支管理システムを導入し、執行状況確認、情報共有を行う事により、研究計画に即した執行を促している。</p>
業者との癒着防止	業者に対する法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及マニュアルの周知不足	<p>「公的研究費ハンドブック」をホームページ等で示し、本学での運用の周知と理解に務め、金額及び取引頻度の多い業者に対しては、誓約書の提出を求めるにした。</p>

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
公的研究費の使用等に関する相談窓口、不正行為に対する告発窓口	情報伝達が不備のため研究者の独善的な判断が発生する	<p>講習会の開催、ホームページ等、各種の媒体を通じた周知の徹底を図る。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 「公的研究費ハンドブック」をホームページに公開しているが、今後は、コンプライアンス（法令等遵守）講習会等を活用し、より実質的な情報の伝達を行う。</p>

6. モニタリングのあり方

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
内部監査室によるモニタリング及びヒアリングの意図	予期せぬ不正が発生する	<p>内部監査室内に公的研究費の監査実施体制を整備した。内部監査室に監査方針・監査方法等を早急に策定し監査を実施する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>公的研究費の監査実施については「北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」で内部監査室と規定し、会計処理を中心とした通常監査及び特別監査を実施した。特別監査においては研究者へヒアリング監査も実施した。今年度も継続して実質的な監査を実行する。</p>

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。